

# 製品認証手数料等料金説明書

Rev.: 7 (2017年11月1日改訂)

一般財団法人 日本建築総合試験所

製品認証センター

大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号 大阪U2ビル

目 次

|  |   |
|--|---|
| 1. 手数料の種類 .....                          | 2 |
| 2. 審査料、登録維持料及び <u>認証書発行料</u> .....       | 2 |
| 2.1 国内工場の審査料、登録維持料及び <u>認証書発行料</u> ..... | 2 |
| 2.2 国外工場の審査料、登録維持料及び <u>認証書発行料</u> ..... | 2 |
| 3. 旅費等 .....                             | 2 |
| 3.1 旅費等に関する用語 .....                      | 2 |
| 3.2 交通機関及び旅程 .....                       | 2 |
| 3.3 審査の出張形態 .....                        | 2 |
| 3.4 旅費の額 .....                           | 3 |
| 4. 手数料の請求と収納 .....                       | 3 |
| 4.1 審査料、 <u>認証書発行料</u> 及び旅費等 .....       | 3 |
| 4.2 登録維持料 .....                          | 3 |
| 4.3 振込手数料 .....                          | 3 |
| 表 1.1 日本国内における審査料、登録維持料等 .....           | 4 |
| 表 1.2 国外における審査料、登録維持料等 .....             | 4 |

## 1. 手数料の種類

- (1) 審査料：初回認証審査、定期の認証維持審査、臨時の認証維持審査等、審査に伴う手数料
- (2) 登録維持料：1年間の認証維持のために必要な手数料
- (3) 認証書発行料：認証書の再発行、追加発行に必要な手数料

なお、次に掲げる費用は手数料に含まれません。

- ① 製品試験費用
- ② 認証審査に伴う旅費等
- ③ 国外での審査における通訳費用

## 2. 審査料、登録維持料及び認証書発行料

### 2.1 国内工場の審査料、登録維持料及び認証書発行料

日本国内の工場に対する審査料、登録維持料等は表 1.1 のとおりとします。

### 2.2 国外工場の審査料、登録維持料及び認証書発行料

国外の工場に対する審査料、登録維持料等は表 1.2 のとおりとします。

## 3. 旅費等

### 3.1 旅費等に関する用語

- (1) 旅程：審査員が自宅から工場まで移動する場合の行程及び日程
- (2) 旅費等：旅程に要する交通費及び必要な場合は宿泊費の合計
- (3) 公共交通機関：鉄道、バス、タクシー、船舶及び航空機等
- (4) 工場：申請者の工場

### 3.2 交通機関及び旅程

- (1) 利用する交通機関は公共交通機関を基本とし、審査員及び申請者又は認証取得者(以下、単に申請者という)にとって合理的な旅程を選定します。
- (2) 旅程については必要に応じて申請者と協議致します。

### 3.3 審査の出張形態

#### (1) 日帰り出張

審査員が自宅を出発して申請者の工場に当日午前 9 時 00 分までに到着可能であり、その所要時間が 2 時間 30 分未満の場合、かつ、審査当日に審査員の帰宅が可能な場合は、原則として日帰り出張とします。

#### (2) 宿泊出張

上記(1)以外の場合は、原則として宿泊（前泊又は／及び後泊）を要するものとします。

#### (3) 宿泊を伴う地域への連続出張

宿泊を要する同一地域の工場で連続して複数日の審査を行う場合は、申請者及び審査員双方にとって合理的な形態となるよう、工場と十分に協議して形態を決定します。

### 3.4 旅費の額

- (1) 旅費等の請求額は「3.2 交通機関及び旅程」及び「3.3 審査の出張形態」をもとに、出張に要した交通費の実費に、当法人の規程に定める宿泊費を加算した額とします。
- (2) 「3.3 (3) 宿泊を伴う地域への連続出張」の場合、出張に要した総費用をそれぞれの工場へ個別に出張した場合に要する旅費等の額の比に応じて按分した額とします。
- (3) この規程に基づいて実施できない事態等が生じた場合は、製品認証センター長の承認を得て処理します。

## 4. 手数料の請求と収納

### 4.1 審査料、認証書発行料及び旅費等

審査及び認証書発行後に請求致しますので、指定の期日までにお支払い下さい。

### 4.2 登録維持料

認証契約ごと（複数工場一括認証の場合は工場ごと）に毎年度 4 月に請求致しますので、指定の期日までにお支払い下さい。ただし、年度途中の認証（契約締結）又認証終了（契約解除）の場合は、その都度精算し請求又は返金致します。

### 4.3 振込手数料

振込手数料（リフティングチャージ等を含む）は、申請者の負担とします。

表 1.1 日本国内における審査料、登録維持料等

| 審査等の種類              |            | 手数料（円：消費税を含む）                    | 基本審査日数 <sup>※1</sup> |
|---------------------|------------|----------------------------------|----------------------|
| 初回認証審査              | 1 工場認証     | 270,000                          | 1 日                  |
|                     | 複数工場同時一括認証 | 270,000<br>+ 118,800 × (工場数 - 1) | 各工場 1 日              |
|                     | 一括認証工場の追加  | 151,200                          | 1 日                  |
|                     | ロット認証      | (見積もり)                           | -----                |
|                     | 既 JIS 認証   | 118,800                          | 1 日                  |
| 定期の認証維持審査           |            | 118,800                          | 1 日                  |
| 臨時の認証維持審査           | 工場審査又は製品試験 | 86,400                           | 1 日                  |
|                     | 工場審査及び製品試験 | 118,800                          | 1 日                  |
| 書面審査 <sup>※2</sup>  |            | 27,000                           | -----                |
| 技術審査・追加審査           |            | 86,400 <sup>※3</sup>             | 1 日                  |
| 登録維持料 <sup>※4</sup> |            | 45,360(年間)                       | -----                |
| 認証書の再発行             |            | 7,236                            | -----                |
| 認証書の英文による追加又は再発行    |            | 14,472 <sup>※5</sup>             | -----                |

- ※1：基本審査日数を超える場合は、追加審査料を申し受けます。  
 ※2：臨時審査、製品認証範囲変更届等で、書面審査のみを実施する場合に適用します。  
 ※3：3時間以内の場合は手数料に0.5を乗じた金額とします。  
 ※4：年度途中での契約締結又は契約解除の場合は、月額3,780円として精算します。  
 ※5：2回目以降の発行は、7,236円となります。

表 1.2 国外における審査料、登録維持料等

| 審査等の種類                       |            | 手数料（円：消費税を含まない） <sup>※6</sup>    | 基本審査日数 <sup>※7</sup> |
|------------------------------|------------|----------------------------------|----------------------|
| 初回認証審査                       | 1 工場認証     | 500,000                          | 3 日                  |
|                              | 複数工場同時一括認証 | 500,000<br>+ 220,000 × (工場数 - 1) | -----                |
|                              | 一括認証工場の追加  | 380,000                          | 2 日                  |
|                              | ロット認証      | (見積もり)                           | -----                |
|                              | 既 JIS 認証   | 380,000                          | 2 日                  |
| 定期の認証維持審査                    |            | 380,000                          | 2 日                  |
| 臨時の認証維持審査                    | 工場審査又は製品試験 | (見積もり)                           | -----                |
|                              | 工場審査及び製品試験 | (見積もり)                           | -----                |
| 書面審査 <sup>※8</sup>           |            | 25,000                           | -----                |
| 技術審査・追加審査                    |            | 160,000 <sup>※9</sup>            | 1 日                  |
| 予備日・移動日に係る手数料 <sup>※10</sup> |            | 10,000                           | -----                |
| 登録維持料 <sup>※11</sup>         |            | 42,000 (年間)                      | -----                |
| 認証書の再発行                      |            | 10,000                           | -----                |
| 認証書の英文による追加又は再発行             |            | 20,000 <sup>※12</sup>            | -----                |

- ※6：海外との直接取引の場合は、消費税は不要です。但し、日本国内の代理店を介しての入金等については、消費税が別途必要となることがあります。  
 ※7：基本審査日数を超える場合は、追加審査料を申し受けます。  
 ※8：臨時審査、製品認証範囲変更届等で、書面審査のみを実施する場合に適用します。  
 ※9：3時間以内の場合は手数料に0.5を乗じた金額とします。  
 ※10：予備日、移動日が発生した場合、一人1日当たりにつき申し受けます。  
 ※11：年度途中での契約締結又は契約解除の場合は、月額3,500円として精算します。  
 ※12：2回目以降の発行は、10,000円となります。